

環境省、滋賀県 同時発表

令和2年9月1日
都市局都市政策課

琵琶湖保全再生推進協議会（第2回）を持ち回り会議にて開催 ～琵琶湖保全再生法施行後5年間の取組をフォローアップします～

9月8日（火）、「琵琶湖保全再生推進協議会」（第2回）を開催します。
なお、本会議は、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、各構成委員毎に持ち回りによる会議で開催いたします。

<概要>

- 琵琶湖保全再生推進協議会は、国民的資産である琵琶湖の健全で恵み豊かな湖としての保全・再生を目的とする琵琶湖の保全及び再生に関する法律（平成27年法律第75号）に基づき、琵琶湖の保全及び再生に関する実施すべき施策の推進に関する必要な事項について協議を行い、その目的を達成するため設置されている組織です。
委員は別紙のとおりで、主務省・関係行政機関は大臣、関係地方公共団体は知事・市長により構成されています。
- 今回の協議会は、琵琶湖の保全及び再生に関する法律附則第2項において、法律の施行の日から五年以内に必要な見直しを行う規定が置かれていることから、昨年度より関係機関とともに実施してきた法律等のフォローアップの結果等について議論するために開催するものです。
- 日 時：令和2年9月8日（火）
- 場 所：持ち回り会議
- 議 事：（1）琵琶湖の保全及び再生に関する法律等のフォローアップ
（2）琵琶湖の総合的な保全の推進について
（3）今後のスケジュール
- その他：
・会議の資料及び議事録については、後日、国土交通省、環境省及び滋賀県のホームページで公開します。

<会議の資料及び意見等の掲載予定URL>

https://www.mlit.go.jp/toshi/daisei/toshi_daisei_tk_000036.html

【問い合わせ先】

国土交通省 都市局 都市政策課 都市政策調査室 高野・本橋
TEL 03-5253-8111(代表) 03-5253-8422(直通)(内線 32266、32273)
FAX 03-5253-1586